

学校における業務改善アクションプラン (2019年度～2021年度)

平成31年3月 鹿児島県教育委員会

学校における課題が複雑化・多様化する中において、新学習指導要領を踏まえた教育課程等を確実に実施し、質の高い教育を持続発展させるためには、学校における働き方改革を実質的かつ着実に推進していくことが必要不可欠です。

こうした中、文部科学省は、平成31年1月、学校における勤務時間管理に関して「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を策定するとともに、中央教育審議会は、同月、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」の答申を行ったところです。

県教育委員会においては、平成30年3月、業務改善を推進するに当たっての基本的な方向性を示すものとして「学校における業務改善方針」を策定し、教師が担うべき業務の適正化などを通じた「業務の簡素化」、管理職のマネジメント力の向上などによる「業務の効率化」、勤務時間管理の徹底を含めた「業務改善の意識化」の三つの方向性で学校における業務改善を推進することとしています。

また、「学校における業務改善方針」に基づき、同年6月には、教職員の勤務状況等を把握するため、長時間勤務要因分析調査を実施しました。この調査結果から明らかになった、本県の教諭の平均的な勤務状況や課題、調査結果の詳細な分析をもとに、有識者等で構成する業務改善方策検討委員会において、業務改善に係る具体的取組等について議論を行ってきたところです。

こうした国の動向や本県の業務改善方針に基づく検討結果などを踏まえ、学校における働き方改革の一環として、「教師の勤務時間の上限に関する指針」（以下「上限指針」という。）を策定するとともに、学校に在籍している時間の短縮や効率的・効果的な業務の推進など長時間勤務の削減方策として、本県の実情に即した数値目標を設定し、中長期的な具体的な取組を「学校における業務改善アクションプラン」として取りまとめました。

今後、上限指針及び本プランに基づき、市町村教育委員会やPTA連合会などの関係団体とも連携しながら、全ての教育関係者で学校における業務改善を推進します。

(参考)

鹿児島県の教諭の平均的な勤務状況

(H30.6月長時間勤務要因分析調査結果より)

		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
定められている勤務開始・終了時刻		8:15～16:45			
出勤・退勤時刻の平均	(平均年齢 43.0歳)	7:29～17:57	7:26～18:09	7:28～18:21	7:39～17:58
1日当たりの在校等時間		9時間30分	9時間48分	9時間50分	9時間22分
1年間当たりの有給休暇の平均取得日数		12.5日	11.5日	11.9日	13.2日

《目的》 学校における働き方改革を通じた教育の質の維持・向上

「子供のためであればどんな長時間勤務も良しとする」という働き方は、教師という職の崇高な使命感から生まれるものですが、その中で教師が疲弊していくのであれば、それは「子供のため」にはなりません。

そのため、教師のこれまでの働き方を見直し、教師がこれまでの学校教育の蓄積と向かい合っ自らの授業を磨くとともに、日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を持続的に行うことができるようになることが学校における働き方改革の目的であり、そのことを常に原点としながら改革を進めていく必要があります。

そこで、学校における業務改善は、業務の総量を削減し、教師が疲労や心理的負担を過度に蓄積して心身の健康を損なうことがないようにするとともに、自らの教職としての専門性を高め、より分かりやすい授業を展開するなど教育活動を充実することにより、これまでの教育の質を維持・向上することを目的として業務改善を推進します。

- 《目標》 ○ 正規の勤務時間を超える勤務は月 45 時間以内
○ 教職員の 80%以上が「業務改善が進んでいる」と実感

上限指針で示している上限の目安時間である「1か月45時間」については、1週間の在校等時間に換算すると50時間^{*1}になり、長時間勤務要因分析調査の結果においては、本県の50時間を超える教諭の割合は平均で約45%となっており、その解消に努める必要があります。そこで、全ての教職員について「正規の勤務時間を超える勤務は月45時間以内」を目標とします。

また、「学校における働き方改革を通じた教育の質の維持・向上」という本プランの目的の達成に向けて、長時間勤務の削減方策を実施するに当たっては、教職員一人一人が、業務改善が進んでいると実感することが重要です。そこで、本プランの策定前と比較して「教職員の80%以上が「業務改善が進んでいる」と実感」することを目標として設定します。

なお、本プランの計画期間は2019年度から2021年度までの3年間とし、業務改善に係る取組の実施状況等についてフォローアップするとともに、目標の達成状況を踏まえて、業務改善に係る具体的取組等について検討します。

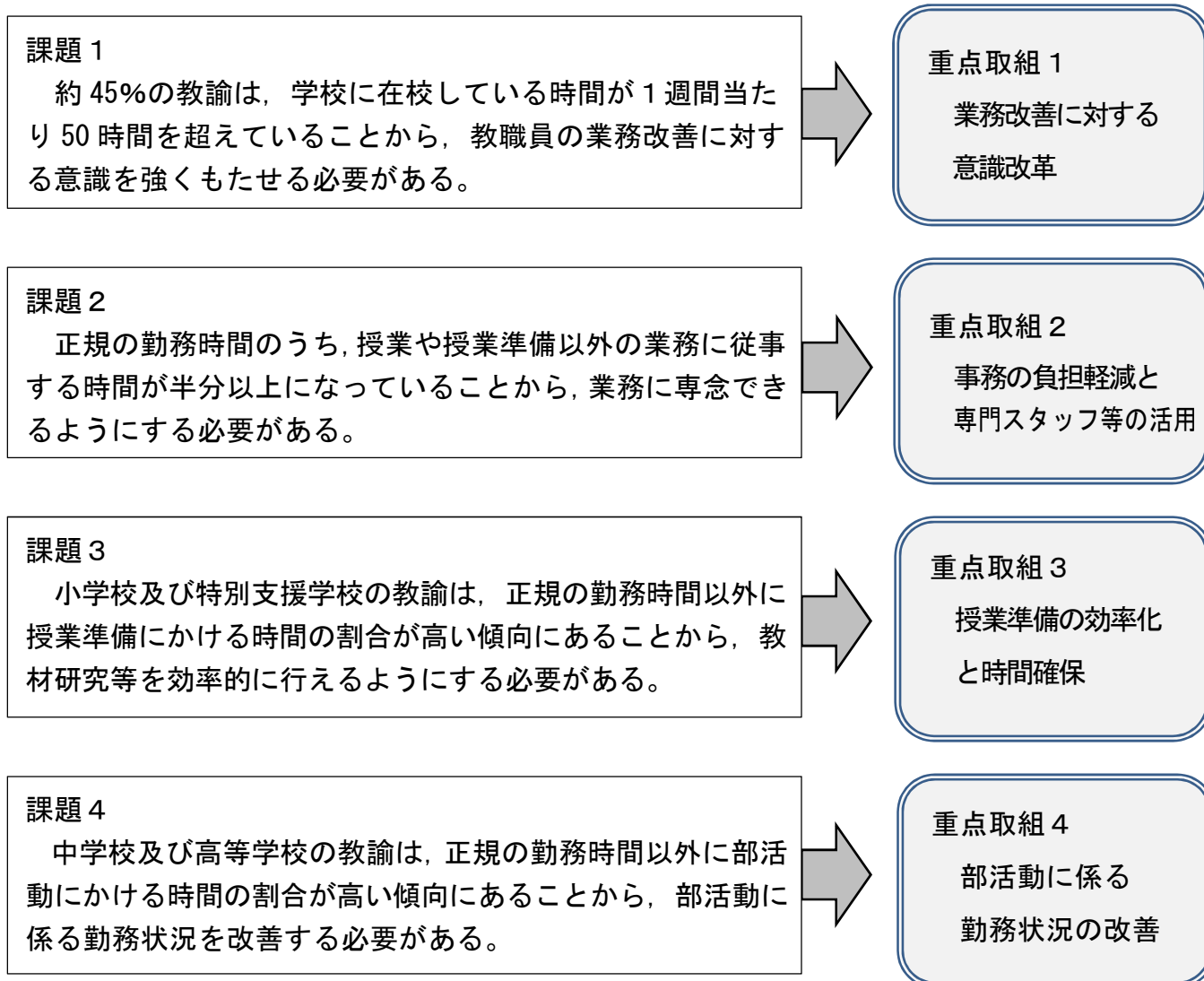
目標達成スケジュール

	2019年度	2020年度	2021年度
正規の勤務時間を超える勤務は月45時間以内	達成率 100%に近付ける		
教職員の80%以上が「業務改善が進んでいる」と実感	達成率 60%以上	達成率 70%以上	達成率 80%以上

※1 正規の勤務時間以外の時間が月45時間以上の場合を1週間当たりで換算すると、正規の勤務時間以外の時間は11時間15分以上となり、その場合の1週間当たりの在校等時間は50時間以上(38時間45分+11時間15分)となる。

これらの目標達成に向けて、長時間勤務要因分析調査^{※2}の結果分析（別紙1参照）から明らかになった課題について、「業務の簡素化」、「業務の効率化」及び「業務改善の意識化」の観点から、次の重点取組1～4を実施することとし、本県の学校における業務改善に向けて取り組むこととします。

なお、取組の実施に当たっては、中央教育審議会の答申において示された「これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方」を踏まえつつ、保護者や地域の理解を得て、学校や地域の実情に応じて進めることとします。



重点取組1～4については、次ページ以降に「全ての学校で実施する取組」及び「教育委員会の取組」を示します。また、これまで実施された取組の中で効果的なものについて、学校や地域の実情を踏まえて取り組めるように、参考として「業務改善に効果的な取組(例)」を示します。

※2 長時間勤務要因分析調査

(期間) 平成30年6月3日～23日のうち、学校が設定する1週間で実施

(調査対象) 学校数：県内学校の約2割(166/802校、小：100校、中：50校、高：12校、特支：4校)

教職員数：調査対象校に勤務する全ての教職員4,358人 県内教職員の約27%(4,358/16,290人)

(重点取組 1) 業務改善に対する意識改革

1 教職員の在校等時間から明らかになった課題

教諭の平均的な出勤時刻は午前 7 時 30 分前後、退勤時刻は午後 6 時前後となっており、在校等時間^{※3}が 1 週間当たり 50 時間を超える者の割合が 44.5%となっています。また、在校等時間のうち、正規の勤務時間以外の時間^{※4}は 1 日当たり約 2 時間となっています。

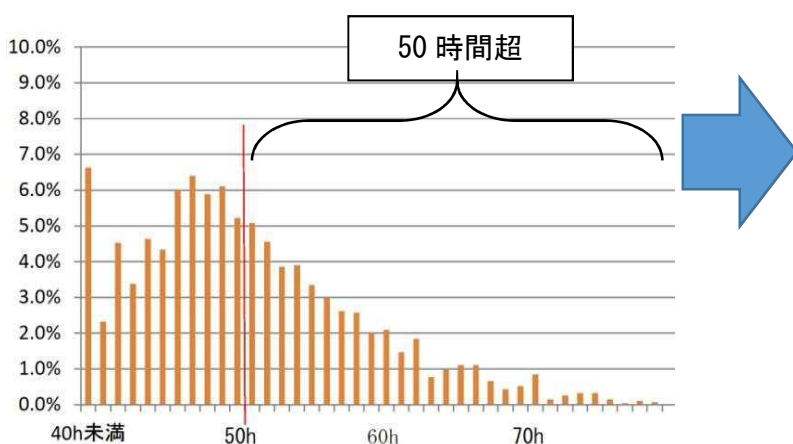
1 週間当たりの在校等時間は、校種別では、中学校と高等学校の方が小学校と特別支援学校より長くなっており、在校等時間が 50 時間を超える割合が高くなっています。職種別では、特に教頭の在校等時間が長くなっており、正規の勤務時間以外の時間が 1 日当たり約 4 時間以上になっています。

資料 1 1 週間当たりの在校等時間の状況

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
教頭	63時間16分	68時間22分	62時間24分	59時間39分
教諭	48時間20分	53時間 4分	53時間12分	46時間34分
平均(全職種)	48時間48分	52時間59分	52時間00分	46時間21分

※ 調査対象 … 校長, 教頭, 教諭, 養護教諭, 栄養教諭, 養護助教諭, 講師, 実習助手, 寄宿舎指導員, 事務職員, 用務員

資料 2 1 週間当たりの教諭の在校等時間の状況



資料 3 在校等時間が 50 時間を超える教諭の割合

	割合
小学校	36.1%
中学校	58.8%
高等学校	59.4%
特別支援学校	19.7%
平均	44.5%

※3 長時間勤務要因分析調査においては、右図のとおり、出勤時刻から退勤時刻までの時間として算出した。

※4 長時間勤務要因分析調査における正規の勤務時間以外の時間(図におけるB)の業務は、政令で定められている、いわゆる「超勤4項目」として命じられたものではなく、調査対象者の意思により携わった業務である。



2 全ての学校で実施する取組

【適正な勤務時間の管理】 意識化

- 出退時刻記録システムなどを活用して、教職員の勤務時間を把握する。
- 勤務時間を考慮した諸会議等の時間設定を行う。
- 適正な時間に休憩時間を確保する。

【リフレッシュウィーク・定時退校日・退勤目標時刻の設定】 意識化

- 学校行事等を実施しないリフレッシュウィーク（8/11～8/17）を設定する。
- 原則として週1回の定時退校日を設定する。
- 退勤目標時刻（目安：19時30分^{※5}）を設定する。

【1 Action, 1 Tryの設定】 簡素化 効率化 意識化

- 学校評価の項目や経営目標等に業務改善の内容を設定する。
- 業務改善について、職員全員で取り組む「1 Action」、教職員一人一人がそれぞれ課題意識をもって取り組む「1 Try」を設定する。

3 教育委員会の取組

- 市町村や学校の実情に応じて、タイムカード等の出退勤時刻を客観的に管理するシステム等の導入を促進します。 県・市町村
- 管理職研修会等において、業務改善の意識改革を図る研修プログラムを工夫します。また、教職員に対してもタイムマネジメントや業務改善についての研修等を実施します。 県・市町村
- ストレスチェックや在校等時間が一定時間を超えた教職員への産業医等による面接指導等を実施するとともに、心身の健康問題についての相談窓口^{※6}の設置や年次有給休暇等の取得促進などを行います。 県・市町村

【参考】業務改善に効果的な取組（例）

- 正規の勤務時間以外の時間に、勤務を命じないものの、校長が教育活動の一環として必要と認める業務に従事した教職員については、始業時刻や終業時刻の変更、1か月間の変形労働時間制^{※7}の活用などにより、適切な勤務の割振りを行う。
- 毎週決まった曜日の定時退校日に加え、給与支給日等も定時退校日として設定したり、長期休業期間に学校閉庁日を設定したりする。
- 校舎の施錠・解錠は、教職員の勤務状況等に応じて柔軟に対応する。
- 業務改善を研究テーマとして校内研究に位置付け、教育委員会が委嘱した業務改善アドバイザーの助言・指導を受けながら実践する。
- 児童生徒が登校する適切な時間帯を設定して、保護者等に周知する。
- 緊急時の連絡方法を確保しつつ退勤時刻を設定した上で、留守番電話を設置する。

※5 退勤目標時刻（最後に退勤する職員の目標時刻）の目安を19時30分とした場合、週1日の定時退校日以外の4日間を19時30分まで在校したとしても、1週間当たりの在校等時間は44時間（終業時刻が16時45分の場合）であり、正規の勤務時間以外の時間が月45時間を超えない。

※6 県教育委員会では、県精神保健福祉センター及び県立始良病院の専門の医師（精神科医）による「メンタルヘルス相談」と教職員相談事業として「教職員よろず相談」を実施している。

※7 労働基準法第32条の2において、平均して1週間当たりの労働時間が40時間を超えない範囲で、同期間内の特定の週において40時間以上、特定の日において8時間以上の労働をさせることができるとされている。

（重点取組 2） 事務の負担軽減と専門スタッフ等の活用

1 業務内容別の在校等時間から明らかとなった課題

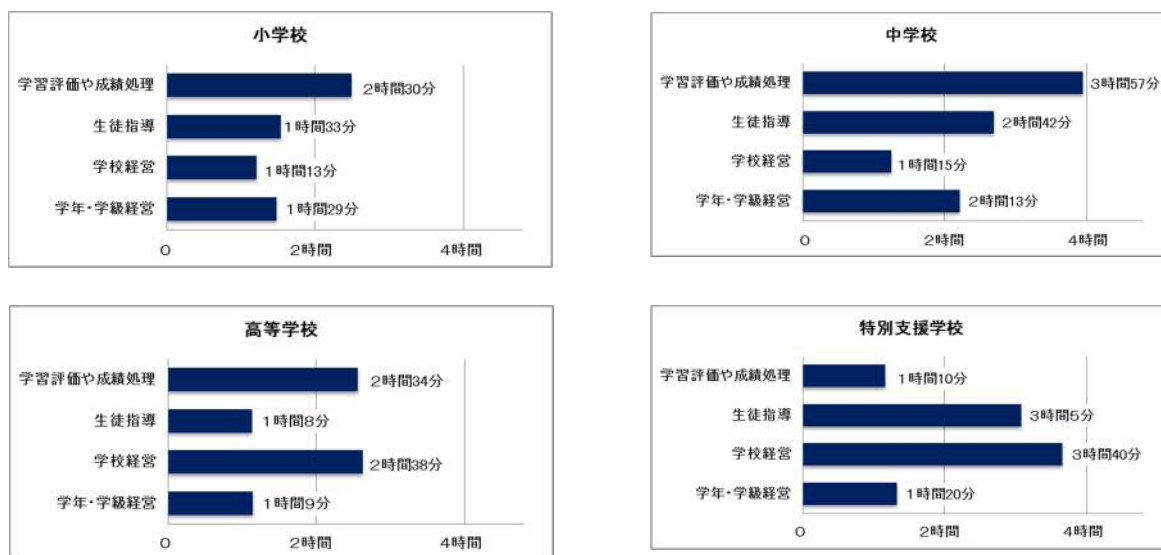
教諭の1週間当たりの在校等時間における授業及び授業準備と他の業務の時間の割合を比較すると、教諭本来の業務であるべき授業及び授業準備以外の業務の割合が、小学校で約5割、その他の校種で約6割となっています。

在校等時間における授業及び授業準備以外の主な業務としては、成績処理や生徒指導、校務分掌に関わる業務、学級経営等があります。校種別の特徴として、中学校と高等学校は、問題行動への対応や不登校傾向の生徒への対応などの生徒指導の時間が、特別支援学校は、各学部間での連絡・調整など校務分掌に関わる学校経営の時間が、他校種と比べて長くなっています。

資料 4 教諭の1週間当たりの在校等時間における授業・授業準備とそれ以外の時間の割合（右側が授業・授業準備に要した時間の割合）



資料 5 教諭の1週間当たりの在校等時間における授業・授業準備以外の主な業務※⁸（部活動※⁹を除く。）の従事時間



※⁸ 資料5における業務の具体例

学習評価や成績処理・・・試験問題、通知表、指導要録作成、提出物や宿題などの提出状況確認など
 生徒指導・・・教育相談、問題行動への対応、生活・安全指導、登下校指導など
 学校経営・・・校務分掌に関わる業務など
 学年・学級経営・・・学級活動や学級通信作成、教室環境整理など

※⁹ 1週間当たりの在校等時間における部活動の従事時間は、中学校で6時間12分、高等学校で6時間27分（長時間勤務要因分析調査：平成30年6月）となっており、これは重点取組4で取り上げることとした。

2 全ての学校で実施する取組

【事務の負担軽減】 簡素化 効率化

- 一部の教職員に業務が偏ることのないように校務分掌の分担を見直す。
- 職員室のレイアウトを変更し、文書整理を行うなど、執務環境を改善する。
- ICT機器等を活用した事務処理及び校務データの共有化などを行う。

【「チームとしての学校」の体制づくり】 効率化

- スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）、特別支援教育支援員やキャリアガイダンススタッフ等と連携・分担する体制を整備する。
- 担任や教頭等の業務について、財務等の専門職である事務職員と役割分担を行う。

【かごしま学校応援団等の活用】 効率化

- 学校運営協議会等で、学校及び教師が担う業務^{※10}の役割分担について協議を行い、かごしま学校応援団^{※11}等の地域ボランティアの協力を得る。

3 教育委員会の取組

- 市町村や学校の実情に応じて、成績処理や出席管理等の事務軽減のための統合型校務支援システムの導入を促進します。 県・市町村
- 各種調査、報告物等について、計画期間内に15%^{※12}の削減目標を設定するとともに、簡便な提出様式や提出方法への見直しに努めます。 県・市町村
- 学校への理不尽な要求への対応等について、管理職が法的助言を受けられるスクールロイヤーの導入を検討します。 県・市町村
- 教育活動の補助的業務（プリントの印刷、実験準備等）を行うスクール・サポート・スタッフや理科支援員、授業支援員等の導入を検討します。 県・市町村
- 学校徴収金の一元管理の促進と給食費の公会計化を検討します。 県・市町村
- 学校と地域ボランティアとの連絡調整等に関わるコーディネーター（地域学校協働活動^{※13}推進員等）の養成と資質向上に努めます。 県・市町村

【参考】業務改善に効果的な取組（例）

- 行事の2学期集中型から1・2・3学期分散型への移行や、近隣の学校等との連携による行事の合同開催等を行う。
- 近隣の大学生等のボランティアを活用した学習支援等を行う。
- 学校施設の地域開放に当たっては、地域の実態に応じ、学校運営協議会制度等の活用、教育委員会による一元的な管理運営等により、管理事務における学校や教師の負担軽減を図りつつ、地域の財産である学校施設の地域開放を一層推進する。

※10 これまで学校・教師が担ってきた代表的な14業務【基本的には学校以外が担うべき業務】①登下校に関する対応 ②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域ボランティアとの連絡調整【学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務】⑤調査・統計等への回答等 ⑥児童生徒の休み時間における対応 ⑦校内清掃 ⑧部活動【教師の業務だが、負担軽減が可能な業務】⑨給食時の対応 ⑩授業準備 ⑪学習評価や成績処理 ⑫学校行事の準備・運営 ⑬進路指導 ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応

※11 地域住民が支援する「地域の中の学校」づくりを推進することを目的とした取組（平成20年度から）。小・中学校では、多くの地域の方々や団体、企業等が学校支援ボランティアとして様々な学校支援活動を実施している。

※12 県教育委員会から学校に依頼した調査・報告物は月当たり28件（2016年度）で、教頭が1件の報告物の処理に要する時間が平均4時間程度（長時間勤務要因分析調査結果）であることから、15%削減することにより月当たり約16.8時間の削減が可能となる（28件×約4時間×0.15=約16.8時間）。

※13 地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う活動

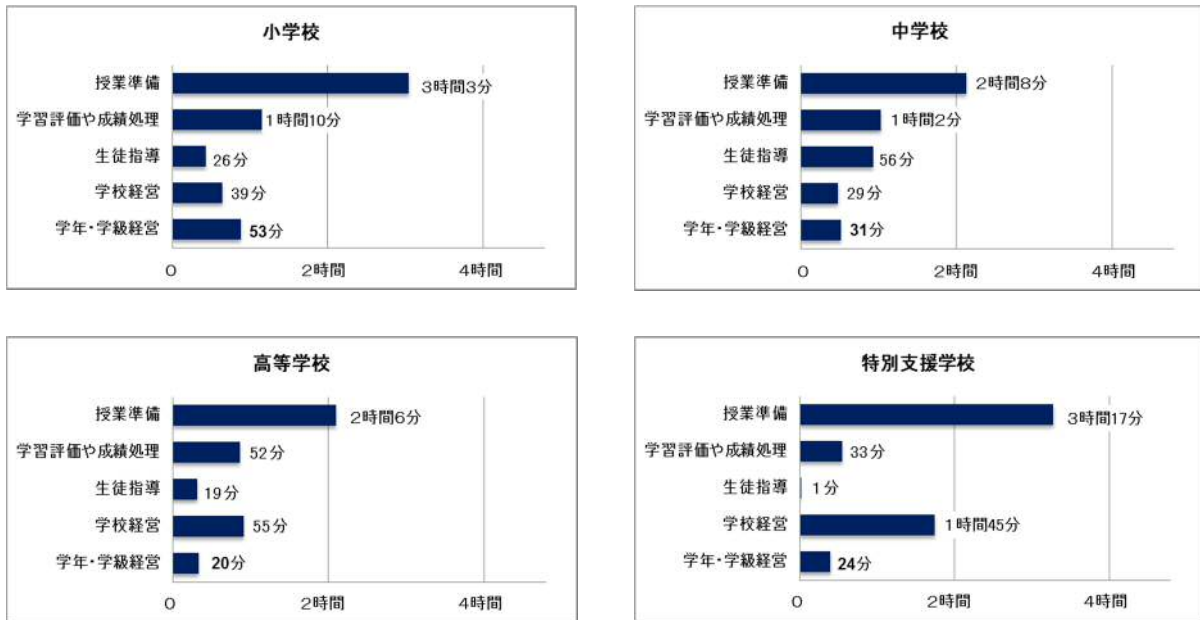
(重点取組3) 授業準備の効率化と時間確保

1 在校等時間の長い教諭の業務内容から明らかになった課題

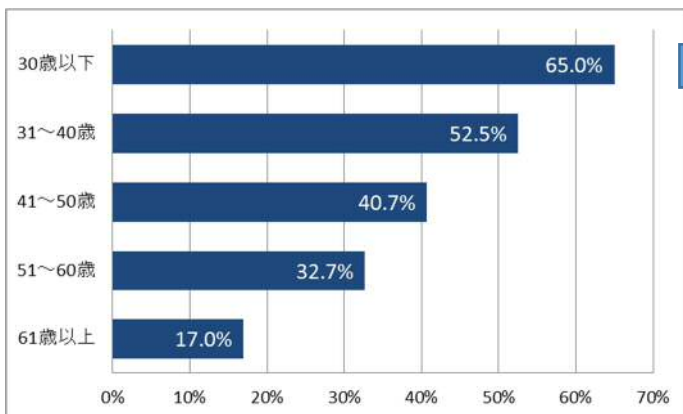
正規の勤務時間以外の業務状況を分析してみると、小学校と特別支援学校では、他校種に比べて、授業準備の業務にかかる時間が長くなっています。小学校や特別支援学校の担任は、他校種に比べて、空き時間が少ないことから、正規の勤務時間内では、授業準備や成績処理の業務を行うことは難しい状況にあります。

また、教職経験の少ない教諭は、授業に係る教材研究に時間を要することから、全ての校種で30歳以下の教諭は、他の年齢の教諭と比べて授業準備にかかる時間が長くなっています。

資料6 教諭の1週間当たりの正規の勤務時間以外における主な業務(部活動^{※14}を除く。)の従事時間



資料7 在校等時間が50時間以上となっている教諭の年齢ごとの比較(全校種)



資料8 資料7の30歳以下の教諭の授業準備にかかる時間

	30歳以下	参考(平均)
小学校	7時間7分	5時間34分
中学校	8時間14分	6時間2分
高等学校	10時間42分	8時間24分
特別支援学校	7時間55分	6時間5分

2 全ての学校で実施する取組

【授業準備等の時間確保】 効率化

- 日課表に授業準備の時間を位置付けるなど、勤務時間内に授業準備等の時間を確保する。
- 教育課程の編成に当たっては、教師の「働き方改革」に十分配慮し、年間を通じた適正な授業時数を設定する。

【教材の共有化】 簡素化

- データベースや校内LAN等を活用して、教材の共有化を図り、授業準備等の時間を短縮する。

【かごしま学力向上支援Webシステム等の活用】 簡素化 効率化

- かごしま学力向上支援Webシステム^{※15}や県総合教育センターのWebサイト^{※16}を活用し、授業準備や教材研究の効率化を図る。

3 教育委員会の取組

- 小学校及び特別支援学校の学級担任，中学校の特別支援学級担任等に空き時間が確保されるように，専科指導教員の配置等を実施します。 県・市町村
- 各種会議や研修会の回数の削減や効率的な運営により，計画期間内に，会議等の年間総時間数を20%^{※17}削減するよう努めます。 県・市町村
- 首長部局や民間団体等に対して，作文や絵画等の出品における提出方法等の見直しを要請します。 県・市町村
- 学校に作成を求めている学習指導，生徒指導，学校運営等に関する全体計画や個別の児童生徒に対する計画等を網羅的に把握した上で，スクラップ・アンド・ビルドの視点に立って整理・合理化します。 県・市町村

【参考】業務改善に効果的な取組（例）

- 勤務時間を意識した朝の活動の設定や掃除時間の在り方などの工夫を行う。
- 会議の開始時刻と終了時刻を資料等に明示し，厳守するとともに，提案事項ごとの制限時間を設定する。
- 確かな学力を身に付けさせることが学校教育の中心的な役割であり，授業準備の時間確保を他の行事，活動に優先して行わなければならないことを，保護者や地域に対して説明し，理解を得る。
- 市町村教育委員会や県教育委員会の指導主事や，県総合教育センター等の研究主事等を招聘し，教科指導や業務改善の取組について研修等を行う。

※14 1週間当たりの正規の勤務時間以外の時間における部活動の従事時間は，中学校で5時間5分，高等学校で4時間46分（長時間勤務要因分析調査：平成30年6月）となっており，これは重点取組4で取り上げることとした。

※15 かごしま学力向上支援Webシステムでは，県内各地区で，小・中学校の国語，社会，算数（数学），理科，外国語活動（英語）で指導力を発揮している教員が，思考力，判断力，表現力等を育む問題づくりやモデル授業づくりを行っているコアティーチャー・ネットワークプロジェクトにおいて作成した問題等を掲載しており，県内の全ての学校で，授業における小テストや評価問題作成，教材研究に活用することなどができる。

※16 県総合教育センターのWebサイトからは，県内研究校等の学習指導案や新学習指導要領への対応に関する情報が，自由にダウンロードできるようになっている。また，教育相談や学級経営，生徒指導等幅広い分野に関する，県総合教育センター発行の「指導資料」などの教育資料も数多く収録されており，効率的な教材研究や質の高い指導に効果的に活用することができる。

※17 60分の会議等の時間を12分間短縮したり，60分間の会議5回分を1回削減し4回にしたりすることで，会議等の総時間数は20%削減される。これらの取組により，会議等の終了後に業務を行う時間が確保されることにつながるとともに，会議等の短縮を目標とすることで会議等そのものの充実にもつながると考えられる。

(重点取組 4) 部活動に係る勤務状況の改善

1 在校等時間の長い教諭の業務内容から明らかになった課題

中学校と高等学校では、在校等時間における授業及び授業準備以外の業務のうち、部活動に係る従事時間が最も長くなっており、在校等時間が50時間以上の者と50時間未満の者について比較すると、部活動の業務にかける時間の差が大きくなっています。

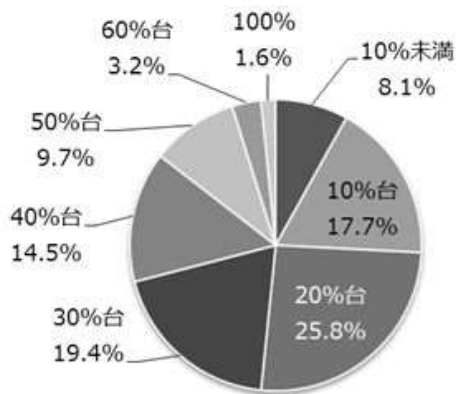
各学校における部活動の顧問の状況を分析すると、競技及び指導の未経験者が顧問をしている割合が40%以上の学校が約3割となっています。

また、平成25年5月に文部科学省が策定した「運動部活動での指導のガイドライン」では、活動における指導の目標や内容を明確にした計画を策定するように求められていますが、作成している学校は約4割という状況です。

資料9 1週間当たりの在校等時間が50時間以上と50時間未満の場合における部活動にかける時間の比較

	50時間以上	50時間未満	差
中学校	9時間29分	1時間33分	7時間56分
高等学校	9時間21分	2時間14分	7時間 7分

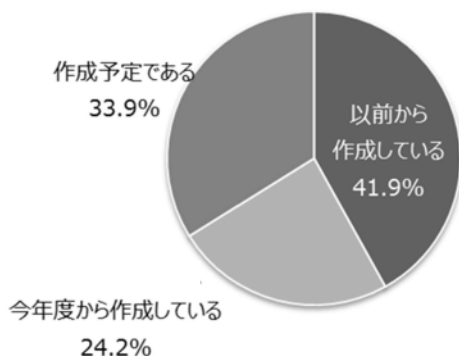
資料10 部活動顧問のうち競技及び指導の未経験者が顧問をしている学校の割合 (中学校, 高等学校)



長時間勤務要因分析調査（部活動に関する調査）

- ・全ての部活動顧問を対象
- ・左図は部活動顧問の中で、競技及び指導の未経験者が顧問をしている学校の割合

資料11 部活動顧問による年間及び毎月の活動計画等の作成状況（中学校, 高等学校）



長時間勤務要因分析調査（部活動に関する調査）

- ・全ての部活動顧問を対象
- ・部活動顧問による年間及び毎月の活動計画、活動実績についての作成状況の割合

2 全ての学校で実施する取組

部活動に係る取組は、国の部活動の在り方に関するガイドライン^{※18}に則って策定した「鹿児島県部活動の在り方に関する方針」（平成31年3月策定）に沿って進めます。

【部活動休養日等の設定】 意識化

- 全ての部活動において原則週2日（平日1日，土日のうち1日）以上の部活動休養日など，適切な休養日等を設定する。

【活動方針と活動計画の策定】 効率化 意識化

- 学校の部活動に係る活動方針を策定するとともに，その方針に則り部顧問が作成した年間及び毎月の活動計画等をホームページ等により公表する。

【指導・運営体制の構築】 効率化

- 顧問一人だけに負担が偏らないように，複数顧問などの指導体制を構築する。

3 教育委員会の取組

- 県中学校体育連盟等の関係団体・機関と連携を図り，大会等の運営の見直しや統廃合等を主催者に要請します。 県・市町村
- 指導者としての資質を高めること等を目的として，部活動指導者研修会を実施します。 県・市町村
- 管理職研修会等において，学校教育の一環として行われる部活動の適切な運営の在り方について，周知・理解を図ります。 県・市町村
- 市町村や学校の実情に応じて，地域において競技経験のある人材を外部指導者として協力が得られるような環境づくりに努めます。 県・市町村

【参考】業務改善に効果的な取組（例）

- 保護者会等を通じて，部活動に係る活動方針（休養日や練習時間）や年間活動計画等について，保護者や地域に理解と協力を得る。
- 曜日ごとの指導日の分担や，技術指導・生活指導などの指導内容について役割分担ができるよう，複数顧問を配置する。
- 生徒の教育上の意義や生徒や部活動顧問の負担が過度にならないことを考慮して，参加する大会等を精査する。
- 校務分担の実態や外部指導者の活用状況に基づき，生徒の安全の確保等を踏まえ，適正な数の部活動の設置について検討する。

※18 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月：スポーツ庁）及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年12月：文化庁）

取組を進めるに当たって

鹿児島県の全ての子供たちが、未来を生き抜く必要な力を身に付け、その将来に大きく羽ばたくことができるよう、教育の役割は一層重要となっています。

その教育の最前線で、日々子供たちと接しながら、子供たちの成長に関わることができ、喜びが大きいとはいえ、つらいことがあっても、自らの時間や家族との時間を犠牲にしても、目の前の子供たちの成長を願いながら、教師は教壇に立っています。所定の勤務時間のはるか前に登校する子供のために、自分は更に早朝に出勤する教師や、平日はもちろん一般の社会人が休んでいる休日まで子供たちの心身の成長を願い部活動に従事する教師、子供の様子を一刻も早く共有するため、仕事している保護者の帰宅を待ってから面談をする教師がいます。

子供たちを最前線で支える教師たちが、これからも自らの時間を犠牲にして長時間勤務を続けていくことがないように、教師一人一人が心身ともに健康で、その専門性を十二分に発揮して質の高い授業や教育活動を担っていけるような環境整備が求められています。

県教育委員会としては、本プランに基づき、2019年度から2021年度までの計画期間(別紙2参照)において、長時間勤務の削減方策を実施していくこととしていますが、実効性のある取組とするためには、保護者・PTAや地域の理解と協力を得た上で、学校における働き方改革を社会全体の共通の課題として認識することが大切です。さらに、学校における働き方改革は、なぜ、今、改革を進めなければならないかを、全ての教育関係者が共有するとともに、教師一人一人が常日頃から自らの職務を見つめ直し、限られた時間の中で子供たちに真に必要な総合的な指導を持続的に実施できるように努めることが肝要です。

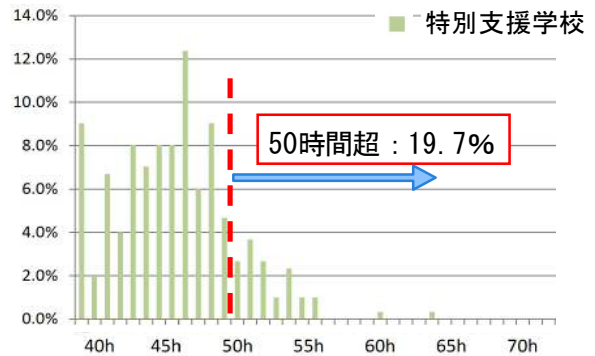
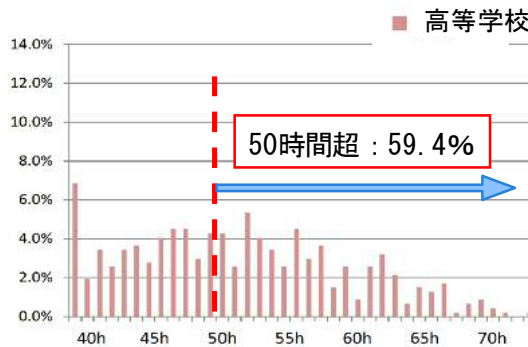
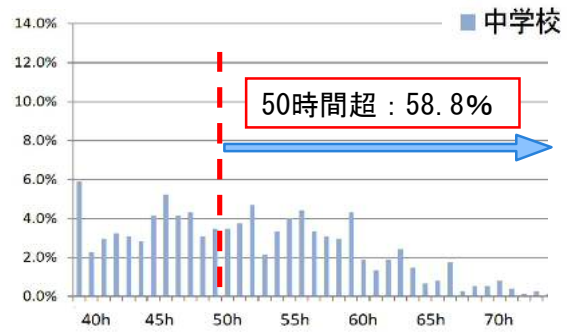
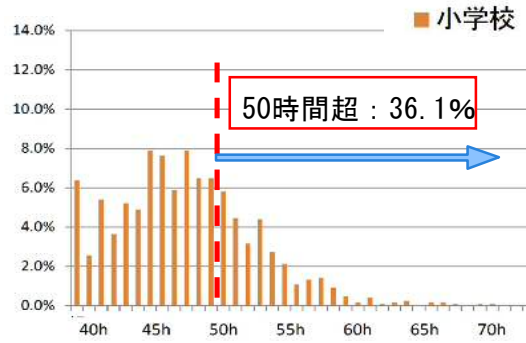
学校における業務改善を通して、本県の学校教育が更に充実するとともに、学校で働く教職員一人一人が、意欲と能力を最大限に発揮し、働きがいをもって教育活動を展開できる勤務環境の実現ができるよう、本プランに基づく取組を進めてまいります。

長時間勤務要因分析調査の結果分析【概要版】

○ 本調査結果で示した時間は、全て1週間当たりの時間として集計したデータである。

1 校種別の在校等時間の分布【教諭】

- 校種別では中学校と高等学校が、小学校と特別支援学校より、在校等時間が長い。
- 中学校と高等学校は在校等時間が50時間を超える割合が約6割である。



2 教諭によって勤務時間の個人差が大きい業務

- 在校等時間が50時間以上のグループとそれ未満のグループで業務内容に係る時間を比較すると、
 - ・ 小学校は授業準備、特別支援学校は学校経営に係る時間の差が大きい。
 - ・ 中学校と高等学校は、部活動に係る時間の差が大きい。

小学校の教諭	1週間当たりの在校等時間			
	業務内容	50時間以上 (N=435)	50時間未満 (N=770)	差
1位	5授業準備A	4:13	2:36	+01:37
2位	3授業(主担当)	19:27	17:56	+01:31
3位	10学習評価や成績処理B	2:37	1:29	+01:08
4位	22学年・学級経営	2:06	1:08	+00:58
5位	32保護者・PTA対応	1:04	0:21	+00:43

中学校の教諭	1週間当たりの在校等時間			
	業務内容	50時間以上 (N=438)	50時間未満 (N=307)	差
1位	18部活動・クラブ活動	9:29	1:33	+07:56
2位	3授業(主担当)	14:11	13:02	+01:09
3位	22学年・学級経営	2:41	1:34	+01:07
4位	25学校経営	1:36	0:48	+00:48
5位	10学習評価や成績処理B	2:28	1:46	+00:42

高校の教諭	1週間当たりの在校等時間			
	業務内容	50時間以上 (N=278)	50時間未満 (N=190)	差
1位	18部活動・クラブ活動	9:21	2:14	+07:07
2位	8学習指導	2:37	0:52	+01:45
3位	5授業準備A	7:10	5:30	+01:40
4位	3授業(主担当)	12:15	10:54	+01:21
5位	25学校経営	2:53	2:18	+00:35

特別支援学校の教諭	1週間当たりの在校等時間			
	業務内容	50時間以上 (N=59)	50時間未満 (N=240)	差
1位	25学校経営	6:58	2:51	+04:07
2位	5授業準備A	6:25	3:21	+03:04
3位	6授業準備B	2:20	1:42	+00:38
4位	22学年・学級経営	1:39	1:16	+00:23
5位	31校内研修	0:44	0:26	+00:18

3 在校等時間内における主な業務の従事時間【教諭】

- 在校等時間内において、授業及び授業準備の時間の割合は、小学校は約半分、その他の校種は約4割となっている。
- 授業及び授業準備以外の業務においては、
 - ・ 小学校と特別支援学校は、児童生徒の指導（給食時の対応や朝の業務など）に係る時間の割合が高い。
 - ・ 中学校と高等学校は、部活動にける時間の割合が高い。

小学校	1週間当たりの在校等時間		
	業務内容	時間	割合
1位	授業	19:10	52.3%
	授業準備	5:32	
2位	給食時の対応	3:02	6.3%
3位	学習評価や成績処理	2:30	5.2%
4位	朝の業務	2:29	5.1%
5位	職員会議・学年会などの会議	1:36	3.3%
6位	校内清掃	1:31	3.1%
7位	学年・学級経営	1:29	3.0%
8位	学校経営	1:13	2.5%
9位	児童生徒の休み時間における対応	0:56	1.9%

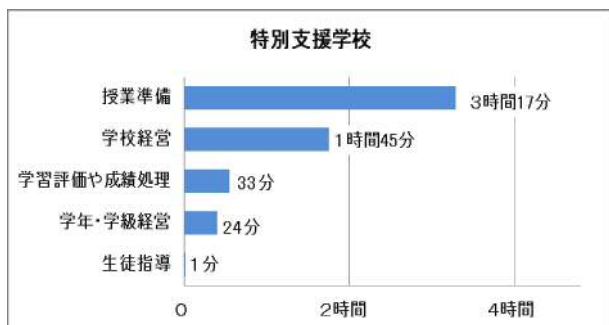
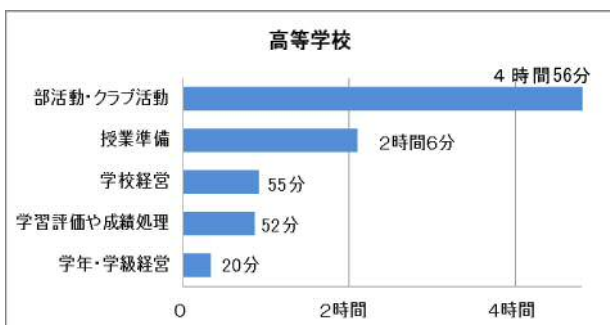
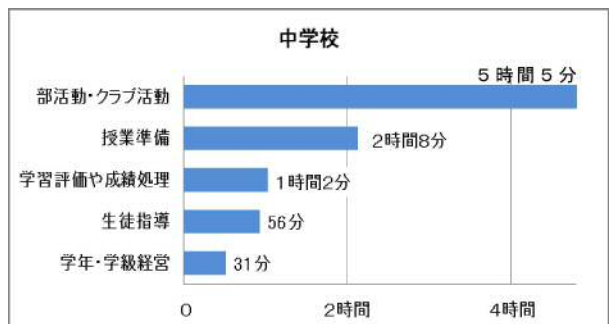
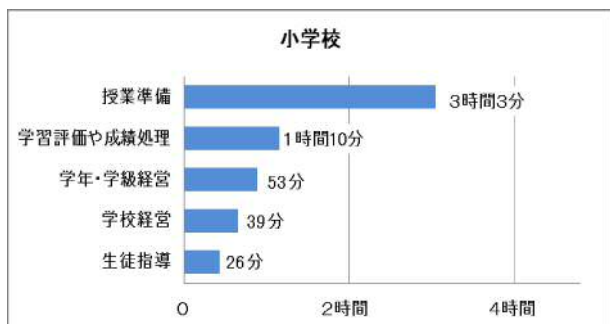
中学校	1週間当たりの在校等時間		
	業務内容	時間	割合
1位	授業	14:41	40.3%
	授業準備	6:02	
2位	部活動・クラブ活動	6:12	11.7%
3位	学習評価や成績処理	3:57	7.4%
4位	給食時の対応	2:54	5.5%
5位	朝の業務	2:23	4.5%
6位	学年・学級経営	2:13	4.2%
7位	学校経営	1:15	2.4%
8位	校内清掃	1:10	2.2%
9位	下校指導(現場、正門等)	1:04	2.0%

高等学校	1週間当たりの在校等時間		
	業務内容	時間	割合
1位	授業	12:34	41.3%
	授業準備	8:18	
2位	部活動・クラブ活動	6:27	12.1%
3位	朝の業務	2:51	5.4%
4位	学校経営	2:38	4.9%
5位	学習評価や成績処理	2:34	4.8%
6位	その他の校務	2:04	3.9%
7位	学習指導	1:41	3.2%
8位	職員会議・学年会などの会議	1:24	2.6%
9位	校内清掃	1:19	2.5%

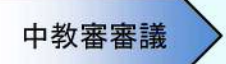

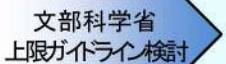

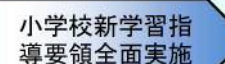
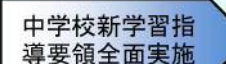
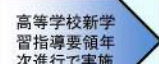
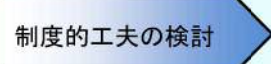
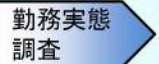

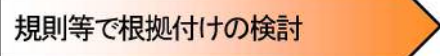







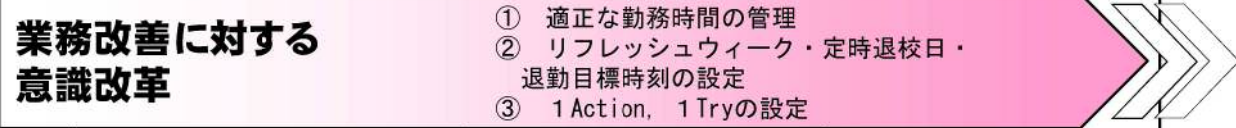
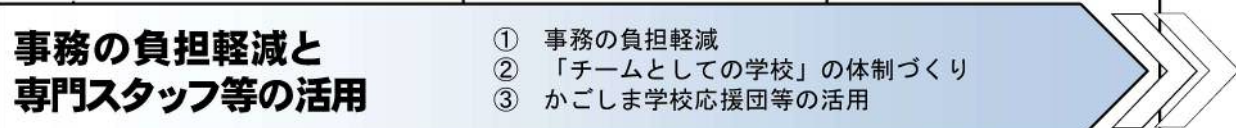
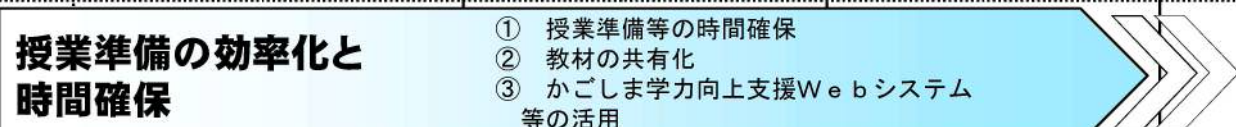
特別支援学校	1週間当たりの在校等時間		
	業務内容	時間	割合
1位	授業	13:37	42.4%
	授業準備	5:46	
2位	給食時の対応	4:15	9.1%
3位	学校経営	3:40	6.9%
4位	朝の業務	2:36	4.9%
5位	下校指導(現場、正門等)	1:34	3.0%
6位	児童生徒の休み時間における対応	1:32	2.9%
7位	職員会議・学年会などの会議	1:30	2.8%
8位	学年・学級経営	1:20	2.5%
9位	登校指導	1:16	2.4%

4 正規の勤務時間以外の時間における主な業務の従事時間【教諭】

- 正規の勤務時間以外の時間においては、
 - ・ 小学校と特別支援学校は、授業準備にける時間が長い。
 - ・ 中学校と高等学校は、部活動にける時間が長い。



学校における業務改善アクションプラン工程表

		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度 ~
国の 動向		   				 
						
上限指針						
業務改善アクションプラン	数値目標	 <p>アクションプランの検討内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長時間勤務要因分析調査（6月） ・業務改善方策検討委員会（4回開催） ・霧島市でのモデル事業（2017年度～2019年度：3年間） 	 <p>アクションプラン策定</p>	<small>勤務時間の上限</small> 		
				<small>業務改善の実感</small>   		
	<p>業務改善に対する意識改革</p>  <ol style="list-style-type: none"> ① 適正な勤務時間の管理 ② リフレッシュウィーク・定時退校日・退勤目標時刻の設定 ③ 1Action, 1Tryの設定 					
	<p>事務の負担軽減と専門スタッフ等の活用</p>  <ol style="list-style-type: none"> ① 事務の負担軽減 ② 「チームとしての学校」の体制づくり ③ かごしま学校応援団等の活用 					
	<p>授業準備の効率化と時間確保</p>  <ol style="list-style-type: none"> ① 授業準備等の時間確保 ② 教材の共有化 ③ かごしま学力向上支援Webシステム等の活用 					
						<p>具体的取組等の見直し・検討</p>
フォローアップ			